

「航空法施行規則第 194 条及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の運用について」の一部改正について

令和 4 年 1 1 月
航空局安全部安全政策課

1. 改正の背景

航空機を用いた爆発物等の輸送については、国際民間航空条約附属書第 18 及びこれに係る危険物の航空安全輸送に関する技術指針(以下「ICAO-TI」という。)に準拠して、航空法(昭和 27 年法律第 231 号)第 86 条第 1 項において原則禁止している。一方、航空法施行規則(昭和 27 年運輸省令第 56 号)第 194 条第 1 項第 9 号並びに同条第 2 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に基づき、「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」(平成 13 年国土交通省告示第 1094 号)において、輸送が許容される爆発物等及び当該物件の輸送の技術上の基準等を定めており、当該基準を満たしたものについては輸送可能となっている。

今般、国際民間航空機関の理事会において、搭乗者の衛生確保を目的とした手指の消毒剤及び清掃用品の航空運送事業者等による輸送の許容等を目的とした ICAO-TI の改訂案が承認され、令和 5 年 1 月 1 日に発効されることから、これに準拠して、「航空法施行規則第 194 条及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の運用について」(平成 13 年 6 月 29 日国空航第 543 号)について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- (1) 搭乗者の衛生確保を目的として航空運送事業者等により輸送される手指の消毒剤及び清掃用品を、輸送禁止物件から除外する規定の追加。
- (2) 危険物申告書への記載が求められる特別規定に関する規定の追加。
- (3) その他、所要の改正を行う。

3. スケジュール

公布: 令和 4 年 12 月下旬
施行: 令和 5 年 1 月 1 日